

## 伊藤岳参議院議員の発言

私の方からはですね、今回の八潮の事故そして同じような公共インフラの老朽化対策、どう進めればいいのかを、三つの角度で、国会の論戦とその後の状況も踏まえてですね、お話をしてみたいというふうに思っております。

私も20年間ぐらいずっとこうした活動をやっていましたので、八潮のあの事故の現場はもう何回も通った場所です。八潮市の文字通りメインストリートなのでですね。市役所がすぐそばにあります。通行量も非常に多いところですよ。あれだけのこの大規模陥没が起きたということに、私も驚きましたし、どこの市でも誰もがですね、こういう事故に遭遇する可能性はあるんだというふうに思っています。

### 1, 実地点検が十分行われていれば

まず一つ目の角度はですね、今回の事故というのが、実地点検が十分行われていれば、防げた事故だったのではないかとということなわけです。先ほど県が、3年前に点検した。実際そのようにやった点検なのかどうかという検証が必要だと思います。いわゆるドローンを飛ばしてみたのかどうかってのはちょっとまだわかりません。これを検証されていないので、私国会の中では、埼玉県のこと是一切追求していませんでした。

県のことはこれからいろいろ問題が出てくると思いますが、国の責任という角度から点検がどうだったのかということで、見てみますと、今の国ですね下水道点検のあり方というのは、2015年に改正されました下水道法それに基づく下水道法施行令で点検の方法を定めているんです。あの今日資料をお付けしました。

後ろから3枚目から今のいわゆる法定点検、国が定めている点検のあり方ってのはこの赤線で引っ張っている通りですね。腐食する恐れが大きいものとして、国土交通省令で定める排水施設にあっては、5年に1回以上の適切な頻度で行う、頻度は5年に1回だと、次ですね。下水の流量の高低差が著しい箇所その他で、点検対象はね極めて限定しているんですよ。あの下水流量の高低差が著しい箇所はこのいわゆる高低差があって、がっと流れるような場所。この伏せ越しというのは、事故があって初めて調べましたけど、下水道管の中に、伏せ越しっていう部分は何ヶ所かあるんですね。伏せ越しによって、下水を上げたり下げたりということをする、そこも流量が変わるということもあるので、点検しましょうと。つまり、いわばこの2種類しか点検しないのですよ。

### 2, マンホールの周囲1メートルの目視

国の法定点検ってのは、しかもですね、この施行令には書いてないですが、実際にこういうところは、どうやって点検されているかと言いますとね、マンホールがある場所。に限って下に降りてって、目視できる範囲で点検するというところだったんです。つまり、水道管の中

の対象がこういうふうに限定されて、しかもその対象の地域であってもマンホールから入れるところを、目視するだけなのです。どれぐらいの距離目視するのですかってきいたら 1 メーターだと。だから、マンホールに入って 1 メーターぐらいの点検しかしないというのがこの国の法定点検なのですよ、しかもですね、そういう不十分な法定点検に限らず、今回の八潮の事故の現場はこの対象箇所にも入ってなかったんです。

つまり流量が激しいところとはなっていないので、ですからね、国の責任で言えば、この 5 年事故 5 年の間にですね、限定しないで、八潮市の下水道管全部、法定点検するのだということを決めていけば、起きなかった事故だということは言えると思います。

私は少なくとも、こういうふうに限定しないで、広くの点検箇所を定めるべきだということを国会では求めました。

具体的には、直径 1.5 m 以上など、口径の大きい下水道管の全体を指定すると、ということなどは大事だと思っています。

### 3, 点検に基づく対策は

二つ目に話したいのはですね、点検も今言ったようにこの不十分なんです、点検に基づく対策がどうだったかという問題です。

点検に基づいて、修繕、改築などの対策が必要だと判断されてもですね、下水道の維持管理の体制が非常に脆弱で、十分な対策がとられてなかったということが、今回、国会質問を準備する段階で明らかになりました。

先ほど瓜生さんや高橋さんの報告にもありましたけども、国交省はですね今後 20 年間で、建設後 50 年以上経過する下水道施設の割合が加速度的に高くなると言ってます。

2040 年、今から 15 年後には、下水道関係は約 43%水道管約 41%が建設後 50 年、経過をするんです。関連してちょっと余計な話かもしれないけど端で言えばですね、道路・橋を走れば 75%の橋が、50 年以上経過する。ことになるのですね。

ですから下水道に限らず、あの公共インフラの維持管理老朽化対策っていうのは加速度的に、今まさに高まっている時期なのです。

地方創生というのであれば、公共インフラの安全性なしに地方創生は成り立たないと思いますね。今まさに政府がそういうふうに舵を切るべきところだと思うのです。

ところがですね、今回国会での質問を準備する過程でわかったのが、公共インフラの危険的な状況っていうのはもうすぐ既に早い段階から国交省は認識していたということなのです。質疑の資料をちょっと見ていただきたい、この資料は、八潮のあの調査、有識者委員会や精進湖の有識者委員会にも出された資料です。この矢印とか点線は私がつけたのですが。

これ何かというと横軸はですね、下水道建設後何年経っているか、縦軸は事故がどれぐらい起きているか、です。で、一目瞭然ですが、下水道建設後ですね、40 年過ぎると、道路陥没件数が急速に増えていくというデータなのですけど、今から 20 年以上前から、下水道管ってのは 40 年経ったら、事故が急増するというのはわかっていたのです。

ところが国が下水道管の耐用年数は50年、要は50年安心ですという方針を変えなかった。2007年からこの調査を始めているのです。だから17年、約20年間、それでこのことを国会で求めましたら、その直後に、下水道管建設後30年以上の下水道管の全国特別重点点検というのが、国が発表されまして、先ほど城下さんもお話されましたが、今、4月から来年の3月まで1年間かけて、下水道管が建設され敷設されてから30年以上たった下水道管、ただし、直径2メートル以上の下水道管の全国特別重点点検が始まるのです、これぜひ議会でも確かめていただきたいと思います。うちの自治体どうなっているのかということですね。今度その点検のあり方は、さっき言ったマンホールに入って、1メートルだけ目視するという点検じゃない点検です。基本、人が入るなどして、ドローンなども使うことも含めてですが、基本、下水道管全部を点検する。こういう点検が4月から始まり、ました。

#### 4, 下水道の人員体制

同時にですねもう一つはね、人員体制なのです。次のページの資料をめぐっていただきたいのですが、全国の下水道事業常勤職員数の推移っていう、これ国会でも使った資料をお渡ししました。平成12年のピーク時から比べるとすごい減り方ですよ。途中平成17年から平成22年には、もう議員の皆さんご承知ですが集中改革プランとなりまして、公務員が一気に減らされた。この時期に、下水道職員もかなり減らされた。

平成27年に、先ほど言った下水道法は改正されたのですが、改正された後も減り続けているというのが、人員体制なのです。それ私国会で聞いたのですが、国交省の審議会の中では、こういうことを実は2015年の時点で言っていたのです。下水道施設の老朽化は静かに、しかし確実に進行しているが、それに対応する下水道担当職員は減少し続けている。下水道担当職員が5人未満の地方公共団体が約500存在するなど、管理体制は極めて脆弱であると。国交省の審議会の資料で1点です。

それから20年、あれから20年。これ、下水道職員が5人以下の公共団体500もっと今増えていると思います。

全国1700自治体ですから、3分の1ぐらいの自治体は、下水道の担当職員が5人以内、先ほど高瀬さんちょっと時間内で飛ばされましたけど、3の資料の最後に出ていましたけど、いわゆる技術職員が1人もいないって事態も相当あるんです。

5人の下水道職員で、下水道管の重点点検を始めますって国は言いますが、自治体が対応できるかってことですよ。

#### 5, 緊急度1の対策が3.6キロメートル

もう一つはですね、これがもう一番重大なんです、下水道職員がいないからどういう状態になっているかという次の資料を見てほしいのですが、円グラフがあります。

さっき言った不十分ながらも、さっき言った法定点検の中で、令和3年から5年にかけて

の対策が必要だと判断された緊急度 1 というのは、直ちに対策を講じないと、重大なことになるというのが全国で 8.1 キロだったのですよ。8.1 キロあって 1 年経って対策したのは 3.6 キロ。直ちにし、対策しないと駄目だと言いながら、圧倒的などころは、対策がされないまま放置されているという現状があるんですね。

これはやっぱり下水道職員が少ないということの一つの反映になっていると。

## 6、公共インフラの維持管理の費用が足りない

最後第 3 番目ですが、公共インフラの維持管理のための費用が、全く足りてないという問題があります。

次の資料をめくっていただきたいのですが、下水道のですね、修繕改築、点検も含めてですけども、に使える交付金というのは、他にもあるんですが、国交省が推奨したのはこの防災安全交付金ってやつなんです。

下水道の点検修繕、改築はこれを使ってくださいと言っているんです。

ところがですねこれどうなっているかというと、これ 2024 年度、地方自治体からこれだけ欲しいと要望がきているのが 1 兆 4000 億円。実際、地方公共団体に措置された額は 8563 億円。だから要望額の 61%、つまり自治体が修繕、改築のためにこれだけお金欲しいといった学校の 6 割しか、お金が当てられないという問題があります。

## 7、修繕につかえない交付金

もう一つね、ここの数字では見えないことがありまして、この、この 8563 億円ってのは、何に使えるかということですね、点検と改築に使えるってなったんですよ。

修繕には使えないってなって、点検をしていたときの費用、改築って、いわばほぼほぼ全とつかえです。全とつかえにはこのお金が使えるけども、部分的な修繕、あのひび割れた修繕だとかにはこの交付金を充てられないってことなのです。

## 8、雨水＝公費 下水＝私費

約 2 の原則は雨水＝公費、下水＝私費という原則です。雨ってのは自然で流れてくるわけだから、これは国が責任持たなきゃいけない。下水は使った人がいるから、その使った人の責任だと。下水＝私費という考え方が、今日先ほどからずっといろいろ言われている発言に貫かれてるね、国の原則的な問題なんです。この原則でいくと、結局最後まで自治体負担＝住民負担にはね返るといって、構造的な大問題があるんですね。これで地方自治体がやってくれるわけないし、住民負担にも限界があります。私この下水＝私費、雨水公費という考え方を改めなさいってことを、今回の国会で言いました。今後見守りたいですね。ちょっと微妙な答弁があったのですよ。

この「下水私費雨水公費という考え方は、時代と住民とか今後の八潮の事故を見て考えなきゃいけない検討課題にはなっている」ということまでは答弁したのですね。かえますとは言

ってないんですけども、しかしこの考え方を検討課題にするというところまでは、国が言ったので、さらに国会で追及して、雨水公費・下水私費って壁をね、打ち破って、これ以上その公共インフラの修繕に、自治体の負担が押し掛かってくると、住民負担が押し掛かってくるという状況を変えていかなきゃいけないと思っています。

以上、三つの角度で、ちょっと時間延びてしまってますいません、ご報告させてもらいましてありがとうございます。